

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	後期高齢者医療事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は後期高齢者医療事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和5年11月13日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1 項番59 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 実施しない <情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の第82項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 高齢福祉課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	後期高齢者医療情報ファイルのうち被保険者とその世帯員。 ただし、死亡者は含めない。
その必要性	被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収及び医療費の支給のため、被保険者の世帯構成・所得情報等を把握する必要がある。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 対象者を特定するために必要 ・連絡先等情報: 被保険者の資格管理及び通知・照会のために必要 ・地方税関係情報: 一部負担金の判定、保険料賦課のため、広域連合に提供するために必要 ・医療保険関係情報: 被保険者の資格管理のために必要 ・障害者福祉・生活保護関係情報: 被保険者の資格の確認等を行うために必要 ・介護・高齢者福祉関係情報: 保険料の特別徴収を行うために必要 ・年金関係情報: 保険料の特別徴収を行うために必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	保健福祉部 高齢福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課、障がい福祉課、生活福祉総務課、国保・年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (愛媛県後期高齢者医療広域連合) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収及び一部負担金の判定のため	
④使用の主体	使用部署	【保健福祉部】高齢福祉課、福祉届出コーナー 【総合政策部】システム管理課 【市民部】市民課、三津浜支所・和気支所・堀江支所・垣生支所・興居島支所・五明支所・伊台支所・小野支所・石井支所・久谷支所・潮見支所・久枝支所・味生支所・桑原支所・道後支所・生石支所・余土支所・湯山支所・久米支所・浮穴支所・北条支所・中島支所、出口出張所・浅海出張所・立岩出張所・河野出張所・粟井出張所 【理財部】納税課
	使用者数	<選択肢> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報等を入手し、広域連合へ提供し、広域連合から被保険者情報の提供を受ける。 ・保険料賦課・一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合へ提供する。 ・保険料の特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ・広域連合から提供される賦課情報を管理し、被保険者に通知する。 ・保険料の期割・収納・滞納情報を管理し、広域連合へ提供する。	
情報の突合	・窓口業務で本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。	
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	後期高齢者医療システム運用支援業務委託	
①委託内容	後期高齢者医療システム運用支援業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社 愛媛支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りではない。
	⑥再委託事項	システム操作支援、QA対応、データ保守支援作業

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (6) 件 [] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	

移転先1	愛媛県後期高齢者医療広域連合								
①法令上の根拠	<p>【住民基本台帳情報】 ・高確法第48条、第54条第1項、第10項 【住民基本台帳情報以外の情報】 ・高確法第48条、第54条第1項、第138条</p> <p>市町と広域連合は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市区町村に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合などについては、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当市が愛媛県後期高齢者医療広域連合に情報を送付することは、同一部署内での内部利用となるが、本評価書では、当市から広域連合に特定個人情報を送付することについて、便宜上「移転」の欄に記載している。</p>								
②移転先における用途	・被保険者資格の管理(高確法第50条等)、一部負担割合の判定(高確法第67条等)や保険料の賦課(高確法第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。								
③移転する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・資格管理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者資格に関する届出:転入時等に当市窓口で、被保険者となる住民より入手した届出情報 ・住民基本台帳情報:年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住基情報(世帯単位)。 ・住登外登録情報:年齢到達により被保険者となる住民および世帯構成員、並びに既に被保険者となっている住民および世帯構成員の住登外登録情報(世帯単位)。 ・賦課・収納業務 <ul style="list-style-type: none"> ・所得・課税情報:後期高齢者医療の被保険者の保険料および一部負担割合算定に必要な情報 ・期割情報:当市が実施した期割保険料の情報 ・収納情報:当市が収納および還付充当した保険料の情報 ・滞納者情報:当市が管理している保険料滞納者の情報 ・給付情報 <ul style="list-style-type: none"> ・療養費関連情報:当市で申請書等をもとに作成した療養費情報等。 								
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> [10万人以上100万人未満]								
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む)、または65歳以上75歳未満で一定の障がいがある者(本人申請に基づき認定したもの) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者およびその者と同一の世帯に属していた者 ※高確法第50条から第55条の2に基づく被保険者								
⑥移転方法	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム </td> <td style="width: 50%; border: none;"> <input type="radio"/> 専用線 </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 電子メール </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ </td> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> 紙 </td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <input type="checkbox"/> その他 (</td> <td style="border: none;">) </td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="radio"/> 専用線	<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="radio"/> 専用線								
<input type="checkbox"/> 電子メール	<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)								
<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ	<input type="checkbox"/> 紙								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度
移転先5	保健福祉部 介護保険課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度
移転先6	保健福祉部 生活福祉総務課
①法令上の根拠	松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第2項
②移転先における用途	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<松山市の措置>

- ・セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退管理を行っている。
- ・データの不正持込・持出禁止を規定している。
- ・サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とする。
- ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。

<標準システムの窓口端末の措置>

- ・標準システム窓口端末に保存するデータは常に最新のファイルがわかるように保管しており、不要なデータは速やかに削除している。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆後期高齢者

<宛名>

・宛名コード
・通称名カナ
・郵便番号
・住民日届出日
・非住民日異動事由
・入国目的
・転入前住所
・住民税情報
・生活保護情報

・個人番号
・通称名
・住所
・住民日異動日
・届出日
・在留期間
・転入前住所方書
・送付先情報
・特記事項情報

・世帯コード
・生年月日
・住所方書
・住民日異動事由
・異動日
・在留期間満了日
・転出先郵便番号
・連絡先情報
・送達記録情報

・氏名カナ
・性別
・住所コード
・異動事由
・外国人住民となった日
・転出先住所
・口座情報
・国保住所地特例者情報

・氏名
・続柄
・住民区分
・非住民日届出日
・非住民日異動日
・国籍
・転入前郵便番号
・転出先住所方書
・老人保健情報

<資格>

・被保険者番号
・資格異動日
・資格取得日
・資格喪失日
・資格異動事由

<賦課>

・賦課年度
・保険料額
・徴収方法
・減免情報
・賦課期日
・特徴年金情報
・賦課更正事由
・特徴年金情報(介護)
・賦課更正日

<調定>

・賦課年度
・納期限
・調定年度
・徴収方法
・期別
・期別保険料額

<収納>

・賦課年度
・保険料収納金額
・消込日
・分納情報
・調定年度
・延滞金額
・過誤納情報
・徴収方法
・督促手数料額
・還付充当情報
・期別
・収納日
・督促催告情報
・収納種別
・領収日
・滞納情報

<広域連携>

・広域連携住民情報
・広域連携税情報
・広域連携収納情報
・広域連携滞納情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【松山市の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者が多数表示される一覧系の画面および帳票には個人番号は表示しない仕組みとし、 unnecessaryな閲覧が行われないようにする。 ・他システムへ情報連携するファイルについては、個人番号が含まれない形式とする。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。 <p>【標準システム窓口端末の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元は広域連合の標準システムに限定されており、配信されるデータは広域連合で関連性や整合性のチェック(※1)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。また、広域連合であらかじめ指定されたインターフェイス(※2)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 <p>※1: 関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(個人番号が同じ)人に、以前と違う個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p> <p>※2: 指定されたインターフェイスとは、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェイス仕様書」に記載されている広域連合の標準システムと市の標準システム窓口端末間でやりとりされるデータ定義のことを言い、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、広域連合の標準システムからデータ配信ができない仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><入手の際に特定個人情報が流出・紛失するリスク></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出された申請書等は、処理終了後、速やかに所定の場所に保管する。 ・端末操作者以外の者が特定個人情報を入手できないように、ディスプレイにプライバシーフィルムを貼っている。 ・特定個人情報が記録された電子データは、指定された職員が許可されたファイルのみ電子記録媒体に書き出すことができ、使用できる電子記録媒体も限定している。また、電子記録媒体に書き出すことができる端末も限定している。 ・特定個人情報を電子記録媒体に書き出す場合は、暗号化・パスワード設定を行っている。 ・電子記録媒体内の特定個人情報は、使用后速やかに消去する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または、個人番号を必要としない業務から後期高齢者医療情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【松山市の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末およびシステムにアクセスするために、2要素認証(生体[顔]認証、パスワード認証)を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。 <p>【標準システム窓口端末の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準システム窓口端末を利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、端末使用時に静脈認証とパスワードにより確認するとともに、システム使用時には個人ごとに割り当てられたユーザIDとパスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示・検索・更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることや、ログインID・パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。

その他の措置の内容	・特定職員以外が不正に使用できないように端末にアクセスするためのパスワードを設定し、一定時間経過後に自動ログオフされる。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <small><選択肢></small> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用を禁止する。 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供を限定する。 ・情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・特定個人情報の提供先を限定する。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる。 ・再委託を原則として禁止する。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・庁外での特定個人情報ファイルを用いた作業は認めていない。 ・データの外部への持ち出しは特定個人情報を含まないことを職員が必ず確認し、それを記録している。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【松山市の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転について、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 ・管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。 <p>【広域連合への移転】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信については、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号)で、同一部署内での内部利用の取扱いとされている。 ・情報システム管理者は当市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ送信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを点検する。 	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアの措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者の情報流出等のリスクを極小化する。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	<p>【松山市の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ区画内にサーバー室を設置し、監視カメラ、静脈認証による入退管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・サーバー室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバー室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ・コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ・ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 ・情報システム機器の廃棄時等における記録装置のデータ消去は、庁舎内において職員が立会いの上、物理的破壊又は磁氣的破壊を行う。 <p>【標準システム窓口端末の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。

	・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を適宜実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク>		
【松山市の措置】 ・高確法により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。 ・保存期間を過ぎた申請書、帳票等紙媒体の特定個人情報については、当該事務所管部署の所属長が文書主管課長に廃棄を依頼する。文書主管課は、当該文書について、外部業者による溶解処理を行い廃棄する。		
【標準システム窓口端末の措置】 ・標準システム窓口端末に保存するデータは、常に最新のファイルがわかるように保管しており、不要なデータは速やかに削除している。		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【松山市の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 <p>【標準システムに関する教育・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び嘱託員に対しては、個人情報保護に関する教育及び研修を実施している。 ・委託者に対しては、契約内容で、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市総務部文書法制課
②請求方法	個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 松山市保健福祉部高齢福祉課 TEL 089-948-6862
②対応方法	電話および窓口による対応を受け付ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 6 ②所属長	山岡 弘和	澤田 則幸	事後	人事異動に伴う変更
平成28年8月26日	Ⅲ2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報が記録された電子データは、あらかじめ許可されたファイル以外電子記録媒体に書き出すことができない。また、電子記録媒体を書き出すことができる端末を限定している。	・特定個人情報が記録された電子データは、指定された職員が許可されたファイルのみ電子記録媒体に書き出すことができ、使用できる電子記録媒体も限定している。また、電子記録媒体に書き出すことができる端末も限定している。	事後	見直しに伴う変更
平成29年9月6日	I 4 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1 項番59	番号法 第9条第1項 別表第1 項番59 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条	事後	根拠法令の追加
平成29年9月6日	I 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報照会 番号法 別表第2 82 (主務省令未制定) 情報提供 番号法 別表第2 83 (主務省令未制定)	削除	事後	誤記
平成29年9月6日	Ⅱ3 ④使用の主体 使用部署		【理財部】納税課	事後	松山市事務分掌規則変更による追加。
平成29年9月6日	Ⅱ4 委託事項1 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	委託先の合併による
平成29年9月6日	Ⅱ4 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法	再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面により市長の承諾を得た場合は、この限りではない。	削除	事後	委託先の合併による
平成29年9月6日	Ⅱ4 委託事項1 ⑥再委託事項	後期高齢者医療システム運用支援業務	削除	事後	委託先の合併による
平成29年9月6日	Ⅲ4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	十分に行っている	再委託していない	事後	委託先の合併による
平成29年9月6日	Ⅲ4 具体的な方法	・庁外での特定個人情報ファイルを用いた作業は認めていない。 ・データの外部への持ち出しについては特定個人情報を含まないことを職員が必ず確認し、それを記録している。	削除	事後	委託先の合併による

平成29年9月6日	Ⅲ7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【松山市の措置】 ・高確法により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、恒久的に保管する必要がある。	【松山市の措置】 ・高確法により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。	事後	愛媛県後期高齢者医療広域連合の運用による
平成31年2月15日	Ⅱ5 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	※高確法第50条から第55条に基づく被保険者	※高確法第50条から第55条の2に基づく被保険者	事後	根拠法令の追加
平成31年2月15日	Ⅱ(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 <宛名>		国保住所地特例者情報	事後	制度改正による追加
平成31年2月15日	Ⅲ8 実施の有無	[]外部監査	[○]外部監査	事後	
令和2年3月19日	Ⅱ3 ④使用の主体 使用部署	福祉総合窓口	福祉届出コーナー	事後	組織変更による
令和2年3月19日	Ⅱ3 ④使用の主体 使用部署	電子行政課	ICT戦略課	事後	組織名称の変更
令和2年3月19日	Ⅲ3 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行っている。	端末使用時に静脈認証とパスワードにより確認するとともに、システム使用時には個人ごとに割り当てられたユーザーIDとパスワードによるユーザ認証を実施する。	事後	認証方法の変更
令和3年1月29日	Ⅱ3 ①入手元	評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課、障がい福祉課、生活福祉総務課)	評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、介護保険課、障がい福祉課、生活福祉総務課、国保・年金課)	事後	記載漏れによる追記
令和3年1月29日	Ⅱ4 委託事項1 ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	変更により修正
令和3年1月29日	Ⅱ4 委託事項1 ⑤再委託の許諾方法		再委託は原則として認めないが、あらかじめ書面で市長の承諾を得た場合は、この限りではない。	事後	変更により追記
令和3年1月29日	Ⅱ4 委託事項1 ⑥再委託事項		システム操作支援、QA対応、データ保守支援作業	事後	変更により追記

令和3年1月29日	II 5 提供・移転の有無	移転を行っている(1)件	移転を行っている(6)件	事後	
令和3年1月29日	II 5 移転先2		保健福祉部 生活福祉総務課	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先2 ①法令上の根拠		松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先2 ②移転先における用途		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先2 ③移転する情報		医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先2 ④移転する情報の対象となる本人の数		1万人未満	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先2 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先2 ⑥移転方法		[○]紙	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先2 ⑦時期・頻度		照会の都度	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先3		保健福祉部 生活福祉総務課	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先3 ①法令上の根拠		松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第3項	事後	条例制定により追記

令和3年1月29日	II 5 移転先3 ②移転先における用途		中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先3 ③移転する情報		医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先3 ④移転する情報の対象となる 本人の数		1万人未満	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先3 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲		特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先3 ⑥移転方法		[O]紙	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先3 ⑦時期・頻度		照会の都度	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先4		保健福祉部 国保・年金課	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先4 ①法令上の根拠		松山市個人番号の利用等に関する条例第3条 第3項	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先4 ②移転先における用途		国民健康保険法による保険給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先4 ③移転する情報		医療保険給付関係情報であって主務省令で 定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先4 ④移転する情報の対象となる 本人の数		1万人以上10万人未満	事後	条例制定により追記

令和3年1月29日	II 5 移転先4 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲		特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先4 ⑥移転方法		[○]庁内連携システム [○]紙	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先4 ⑦時期・頻度		照会の都度	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5		保健福祉部 介護保険課	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5 ①法令上の根拠		松山市個人番号の利用等に関する条例第3条 第3項	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5 ②移転先における用途		介護保険法による保険給付の支給又は地域支 援事業の実施に関する事務であって主務省令 で定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5 ③移転する情報		医療保険給付関係情報であって主務省令で定 めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5 ④移転する情報の対象となる 本人の数		10万人以上100万人未満	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5 ⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲		特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5 ⑥移転方法		[○]庁内連携システム [○]紙	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先5 ⑦時期・頻度		照会の都度	事後	条例制定により追記

令和3年1月29日	II 5 移転先6		保健福祉部 生活福祉総務課	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先6 ①法令上の根拠		松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第2項	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先6 ②移転先における用途		生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先6 ③移転する情報		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先6 ④移転する情報の対象となる本人の数		1万人未満	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先6 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		特定個人情報ファイルの範囲と同様	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先6 ⑥移転方法		[O]紙	事後	条例制定により追記
令和3年1月29日	II 5 移転先6 ⑦時期・頻度		照会の都度	事後	条例制定により追記

令和3年1月29日	Ⅲ3 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【松山市の措置】 ・後期高齢者医療システムを利用する必要がある職員、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。	【松山市の措置】 ・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。	事後	認証方法の変更
令和3年1月29日	Ⅲ4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	再委託していない	十分に行っている	事後	変更により修正
令和3年1月29日	Ⅲ4 具体的な方法		・庁外での特定個人情報ファイルを用いた作業は認めていない。 ・データの外部への持ち出しは特定個人情報を含まないことを職員が必ず確認し、それを記録している。	事後	変更により追記
令和3年1月29日	Ⅲ7 その他の措置の内容		【松山市の措置】 ・情報システム機器の廃棄時等における記録装置のデータ消去は、庁舎内において職員が立会いの上、物理的破壊又は磁氣的破壊を行う。	事後	運用見直しにより追記
令和3年11月11日	Ⅱ4 委託先名	富士通株式会社 松山支店	富士通Japan株式会社 愛媛支社	事後	業者名の変更に伴う修正
令和4年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ①システムの名称	(新設)	中間サーバー	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため

令和4年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	(新設)	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存の住民基本台帳システム(以下「住基システム」という。)、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで符号の取得(※)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。(以下記載のとおり)	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ③他のシステムとの接続	(新設)	[○]情報提供ネットワークシステム [○]宛名システム等	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ①システムの名称	(新設)	統合宛名システム	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	(新設)	①宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 (以下記載のとおり)	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続	(新設)	[○]庁内連携システム [○]既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため

令和4年4月1日	I 基本情報5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	<p><情報提供の根拠> 実施しない</p> <p><情報照会の根拠> 番号法第19条第8号及び別表第二の第82項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第43条の2の2</p>	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	Ⅲリスク対策 3. 特定個人情報の使用	<p>【松山市の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするためのカード認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。 	<p>【松山市の措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・端末およびシステムにアクセスするために、2要素認証(生体[顔]認証、パスワード認証)を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能で、その使用者がシステム上で利用可能となる。 ・ログインするためのパスワードを定期的に変更している。 	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(入手)	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	—	<p><中間サーバー・プラットフォームの措置> ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (以下記載のとおり)</p>	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため

令和4年4月1日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	—	十分である	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年4月1日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(以下記載のとおり)	事前	R4.6より新たに情報連携を開始するため
令和4年11月11日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、パスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	事後	セキュリティ強化に伴う変更
令和4年11月11日	Ⅱ3 ④使用の主体 使用部署	ICT戦略課	システム管理課	事後	組織名称の変更
令和5年11月13日	Ⅳ1 ②請求方法	松山市個人情報保護条例(平成16年条例第29号)	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)	事前	法改正による変更